二　国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第一項の定めるところにより、同項に規定する特定ファイルに記載事項を記録し、かつ、税務署長に対して、当該特定ファイルに記録された当該記載事項を閲覧し、及び国税庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する権限を付与する方法

第十九条の十六第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項第二号に掲げる方法により記載事項の提供を行う者は、同号に規定する特定ファイルに記録した記載事項を国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第五条の二第三項の定めるところにより保存しなければならない。

第二十条第一項中「第二十七条の四第二項第二号」を「第二十七条の四第三項第二号」に改め、同条第二項中「第二十七条の四第三項第二号イ」を「第二十七条の四第四項第一号」に、「同号に掲げる」を「同条第三項に規定する」に改め、同条第三項中「第二十七条の四第九項の」を「第二十七条の四第十項の」に、「同条第九項（各号列記以外の部分に限る。）」を「同条第十項各号列記以外の部分」に、「又は分割契約書その他の」を「、分割契約書その他」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第十一項」に改め、同項第四号中「施行令第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十項」に改め、同項第四号中「及び」を「をいう。以下この条において同じ。）及び」に改め、同条第四項中「前項」を「、前項」に改め、同条第五項中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十項」に、「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、同条第六項中「第二十七条の四第十項」を「第二十七条の四第十一項」に、「これらの規定の」を削り、「第七項及び第八項第四号において「」を「施行令第二十七条の四第十項に規定する」に、「」という」を「をいう。以下この条において同じ」に改め、同条第六項中「第三十九条の三十九第八項」を「第三十九条の三十九第九項」に改め、同条第八項中「第二十七条の四第九項」を「第二十七条の四第十項」に改め、同項第四号中「に係る施行令第二十七条の四第七項」を「の施行令第二十七条の四第八項」に、「に係るもの」を「の同項に規定する試験研究費の額及び移転試験研究費の額」に改め、同条第九項中「第二十七条の四第十一項」を「第二十七条の四第十二項」に、「同条第十一項」を「同条第十二項」に、「の移転」を「（第十六項及び第四十六項において「試験研究用資産」という。）の移転」に改め、同条第三十五項中「第二十七条の四第二十六項」を「第二十七条の四第三十二項」に改め、「同条第二十六項の」を削り、同項を同条第四十六項とし、同条第三十四項中「第二十七条の四第三十一項」に改め、同項第四号中「」に係る」を「」の」に、「に係るもの」を「の売上金額及び移転売上金額」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第三十三項中「第三十項又は第三十一項の処分（第二十二条の二十三第三十項又は第三十一項」を「第四十一項又は第四十二項の処分（第二十二条の二十三第四十一項又は第四十二項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第三十二項中「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第三十一項中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第三十一項」に、「第三十九条の三十九第二十三項」を「第三十九条の三十九第三十項」に改め、「これらの規定の」及び「（第三十三項及び第三十四項第四号において「移転売上金額」という。）」を削り、同項を同条第四十二項とし、同条第三十項中「前項」を「、前項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第二十九項中「第二十七条の四第二十四項の」を「第二十七条の四第三十一項の」に、「第一号及び第三十四項」を「第一号及び第四十五項」に、「同条第二十四項（各号列記以外の部分に限る。）」を「同条第三十一項各号列記以外の部分」に、「第三十四項において「」を「第四十五項において「」に、「又は分割契約書その他の」を「、分割契約書その他」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第二十四項」を「第二十七条の四第三十一項」に、「第三十四項」を「第四十五項」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　移転事業

第二十条第二十九項第五号中「前号に規定する」を削り、同項を同条第四十項とし、同条第二十八項中「第二十七条の四第十九項第四号」を「第二十七条の四第二十八項第四号」に、「所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額」を「法第四十二条の四第八項第一号イ(1)又は(2)に掲げる費用」に、「第二十七条の四第十八項第十一号」を「第二十七条の四第二十七項第十三号」に、「に係るもの」を「に係る法第四十二条の四第八項第一号に規定する試験研究費の額」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第二十七条の四第十九項第二号」を「第二十七条の四第二十八項第二号」に改め、同項第一号中「第二十七条の四第十八項第二号」を「第二十七条の四第二十七項第二号」に、「所得の金額の計算上損金の額に算入される法第四十二条の四第一項」を「法第四十二条の四第八項第一号」に、「同号」を「施行令第二十七条の四第二十七項第二号」に改め、同項第二号中「第二十七条の四第十八項第三号」を「第二十七条の四第二十七項第三号」に改め、同項第七号中「第二十七条の四第十八項第十号」を「第二十七条の四第二十七項第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十七項第十号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　施行令第二十七条の四第二十七項第十一号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する委託に係る委任契約等に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第二十条第二十七項第五号中「第二十七条の四第十八項第八号」を「第二十七条の四第二十七項第九号」に、「契約又は協定」を「委託に係る委任契約等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十七条の四第十八項第七号」を「第二十七条の四第二十七項第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第四号」を「第二十七条の四第二十七項第五号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　施行令第二十七条の四第二十七項第四号に掲げる試験研究　試験研究費の額のうち当該試験研究に要した費用であつて当該法人が同号に規定する契約又は協定に基づいて負担したものに係るものであることにつき、監査を受け、かつ、当該成果活用促進事業者の確認を受けた金額

第二十条第二十七項を同条第三十八項とし、同条第二十六項中「第二十七条の四第十九項第一号」を「第二十七条の四第二十八項第一号」に、「第二十七条の四第十八項第一号イ」を「第二十七条の四第二十七項第一号イ」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第二十五項中「第二十七条の四第十八項第一号」を「第二十七条の四第二十七項第一号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第二十四項中「第二十七条の四第十八項第十号に規定する財務省令」を「第二十七条の四第二十七項第十二号に規定する財務省令」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第十八項第十号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項第三号中「第二十七条の四第十八項第十一号」を「第二十七条の四第二十七項第十三号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十三項中「第二十七条の四第十八項第九号」を「第二十七条の四第二十七項第十号に規定する」に改め、同項第一号中「施行令第二十七条の四第二十七項第十号に掲げる」を「当該」に改め、「（以下この項において「試験研究」という。）」を削り、同項を同条第三十三項とし、同項の次に次の一項を加える。